

## 秘密保護法制の問題点 だれのための情報隠しか？

日本弁護士連合会・秘密保全法制対策本部事務局長  
弁護士・清水 勉  
(2013. 09. 14)

## 「日本はスパイ天国だ！」

と言う人は、「とにかく必要だ」「それが国家だ」という…けれど

- 「秘密」はだれにでもある
- 「国家」の「秘密」とはなにか？
- 「スパイ天国」とはどういう状態？
- だれが日本の何をスパイするのか？
- が、パブコメの法律案概要には…

## 秘密保護法案の概要

- 「特定秘密」の管理に関する措置  
特定秘密の指定  
適性評価の実施  
特定秘密の提供
- 漏えいなどについての罰則
- その他

## 「特定秘密」の指定

- 国の行政機関の長が指定
- 対象情報  
「防衛」←自衛隊法の別表そのもの  
「外交」…「安全保障」  
「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」…スパイ活動の防止？  
「テロ活動防止」  
+ 「その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがある」こと

## 適性評価(1)

- 適性評価対象者  
行政機関の職員、契約業者の役職員  
都道府県警察職員
- 本人の同意…拒否の自由があるか？
- 第三者への照会  
法律の規定で照会できることを規定する
- 目的外利用／「懲戒事由等」以外の利用禁止

## 適性評価(2)

- 適性評価事項  
スパイ活動・テロ活動関連事項  
犯歴・懲戒歴  
情報取扱非違経歴  
薬物濫用・影響  
精神疾患  
飲酒の節度  
信用情報

### 適性評価(3)

- 家族も調査対象  
氏名、生年月日、国籍、住所だけ？
- これで秘密漏えいの危険度を予測できるか  
⇒無意味なプライバシー侵害
- 更新の頻度は？  
⇒最新性・正確性を欠いている＝無意味

7

### 秘密情報の提供

- 提供先の限定は当然
- 国会議員(秘密会)  
憲法57条、国会法52条・54条の4
- 裁判官(民事裁判のインカメラ)
- 情報公開・個人情報保護審査会委員  
(不服審査のインカメラ)  
⇒裁判官、委員は国家公務員法上の守秘義務があるが、国会議員にはない

8

### 罰則(1)

- 故意又は過失による漏えい
- 取扱業務者(10年以下の懲役)
- 特定秘密知得者(5年以下の懲役)  
国会議員、裁判官、審査会委員
- 国会議員を処罰対象とすることの問題性

9

### 罰則(2)

- 外部からの情報取得に関連する行為  
「人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為」
- 未遂、共謀、教唆、煽動
- 新聞社、テレビ局、出版社なども例外にならない

10

### 問題を考える視点

- 現実はどうなっているか
- なぜ、そうなるのか
- 他の制度との関連はどうなっているか
- 周辺国家、世界の動きはどうか
- そこで日本はどう振る舞うのか
- 振る舞い方の基盤はなにか

11

### オバマ大統領がしていること

- 政府の情報収集作戦「プリズム」  
NSA(国家安全保障局)が無制限にアクセス可能なサーバー  
マイクロソフト(2007年)、ヤフー(2008年)、グーグル、フェイスブック(2009年)、ユーチューブ(2010年)、スカイプ(2011年)、2012年には9社

12

## イギリスがしていること

- 2009年4月、主要20カ国・地域(G20)首脳会議に参加していた各国高官の電話やメールを傍受
- ロシアのメドベージェフ大統領の電話を傍受
- イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド高官の間で共有

13

## いまある、日本の秘密保全法制

- 国家公務員法
- 自衛隊法
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(MDA法)
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(刑事特別法)  
⇒ これでも足りない？

14

## 立法事実とはなにか

- 役所内の事務手続なら法律はいらない  
⇒ 事務効率を考えて柔軟に対応すればよい
  - しかし、国民の権利自由を制限する新たな制度を作るのなら、法律で定める必要がある
  - 法律を必要とする具体的事情があるか？  
⇒ これが立法事実
- 日弁連が最も重視していること！

15

## 尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件(1)

- 2010年9月7日、事件発生
- 9月30日、衆議院予算委員会で与野党議員30余名が映像を観る ⇒ 自民党「すべて公開を」、民主党「いろんな配慮からよくない」
- 11月1日午後9時頃、YouTubeに、映像アップロード
- 11月8日、海上保安庁が被疑者不特定のまま国家公務員法違反等で刑事告訴
- 11月10日、海上保安官が上司に名乗り出る
- 11月11日、「海保の職員なら誰でも見られる状態だった」
- 2011年1月21日、不起訴処分(起訴猶予)

16

## 尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件(2)

- 公海上で起こった衝突事件の映像は「秘密」？
  - この映像は隠せない！
  - 中国や米国が撮影していても国家秘密か？
  - 政権の単なる不手際、対応の遅れ
  - 如何に早く出すべきだったかを反省すべき
  - 「起訴猶予」は最高検の政治的判断
- ※ 日本の対応は世界にどう見えたか？

17

## ボガチョンコフ事件(1)

- 防衛研究所所属のH三等海佐(「H三佐」)は2000年6月、1999年来顔見知りとなり親しくなった在日ロシア大使館駐在武官のB海軍大佐に、旧ソ連海軍関係資料を入手したいという一心と同大佐から種々の名目で現金の提供を受けたことへの負い目から、過去に不正に複写し保有していた秘密文書の写しを渡した。(有識者会議配布資料から)
- 懲役10月の実刑判決

18

## ボガチョンコフ事件(2)

防衛省が考えた漏えい原因

- ①秘密文書の取扱いの不徹底
- ②外部からの働きかけに対する対応の不十分
- ③施設等機関等での情報保全機能の未整備
- ④職員の身上把握の不十分(=人的管理)

19

## ボガチョンコフ事件(3)

防衛省の採った対策

- ①情報漏えい防止のための管理態勢等の整備(関係職員の限定、秘密文書の的確な管理の徹底等)
- ②秘密保全に係る罰則強化のための「防衛秘密」制度の新設(自衛隊法の改正)
- ③外部からの働きかけに対する対応要領の制度化
- ④情報保全に関連する部隊の充実・強化
- ⑤秘密を取り扱う職員の教育・身上把握の充実
- ⑥全省的な情報保全体制の整備

20

## ボガチョンコフ事件(4)

- その後、同様の事件は起こっていない
  - 防衛省の原因分析、対策は的確だったか?
  - 日本の役人は(国民も?)無謬性を求める
    - ⇒ ルールの過剰化
    - ⇒ 過剰なルールは軽重がわからない、守れない
    - ⇒ 情報漏えいの危険
- 決定的な脆弱性を見極めて対策をつくり実行する

21

## 内閣情報調査室職員からの情報提供(1)

- 内閣情報調査室職員Aは、業務を通じて在日ロシア大使館員と知り合い、接触を続ける中で次第に金品の提供を受けようになり、やがて部内情報を自ら取りまとめて提供するに至った。
- 2008年1月、Aは収賄と国家公務員法違反(守秘義務違反)の疑いで書類送検。処分は不起訴(起訴猶予)。情報漏えい発覚直後に懲戒免職。

22

## 内閣情報調査室職員からの情報提供(2)

- 相当量の情報提供がなされていたようだが、不起訴(起訴猶予)処分が終わっていることからすると、事案は軽微で、提供された秘密のレベルは低いものだったらしい。

23

## 内閣情報調査室職員からの情報提供(3)

主な反省教訓事項

- ①同種事案は誰にでも起こりうる
- ②服務指導や研修により摘発への現実感を醸成して抑止力とすることも必要
- ③職員に対するきめ細かな教育・研修不十分
- ④情報保全一般の組織的な取組が不十分等

24

### 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出(1)

- 2010年10月28日頃、ファイル共有ソフトのWinnyネットワークに警視庁公安部外事三課を中心とする国際テロ組織に関する公式文書114点のデータが流出
- 11月27日現在、21ヶ国、10,286人が入手
- 警察庁および警視庁は、これらのデータが自ら保有するデータと同一であることを認めていない
- 「警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた」(東京地裁答弁)

25

### 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出(2)

流出したデータは

- ほぼすべてが国際テロ捜査に関する内容
- テロ関連の捜査対象者又は捜査協力者とされた在日イスラム教徒の個人情報(国籍、氏名、生年月日、旅券番号、職業、出生地、住所、電話番号、家族、出入国歴、出入りモスク)、中東のイスラム国の在日大使館員の口座記録、特定のモスクの出入り者総数など(個人情報に記載された人は延べ600人以上)
- 「北海道洞爺湖サミット警備の体制」「捜査協力者に育成するまでの心得」「在日米軍の爆発物処理研修」「米空軍特別捜査局の機密情報」など

26

### 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出(3)

- 警察庁・警視庁が漏えい事実を認めないのであれば、立法上の対策は不要
  - このような個人情報の収集は重大なプライバシー侵害
  - 警察の判断で勝手に個人情報を収集・利用している無法状態の現状こそが問題
- ⇒ 安心・安全社会の担い手＝警察は無法者でいい？

27

### 国会議員主導か？

- 秘密保全法制は自民党時代から準備
  - 民主党政権でも引き継いで
  - 2011.9 法案作成開始
  - 2012.3 法案ほぼ完成
  - 2012.12 自民党政権に戻った
- .....

28

### 有識者主導か？

- 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議(委員長:縣公一郎・早大教授)
- 委員会:2011.1.5~6.10(6回)
- 会議は非公開
- 議事録なし、録音なし、会議メモ廃棄
- レジュメは事務局が用意
- 記者レクは事務局が対応
- 意見書は事務局レジュメが基本

29

### 官僚主導！

- 官僚は情報公開が嫌い！
- 外務省が切実に必要としているか疑問
- 防衛省は対米関係の情報共有の問題  
※日米地位協定／対等関係にない  
⇒ 情報の対等共有はあり得ない
- 警察庁・警視庁は「国際テロ対策」？
- 警察官僚はあらゆる行政組織・大企業、さらに広く入り込んでいる
- (警察)官僚による情報支配！  
⇒ 国際テロ対策は必要か？

30

## 国家安全保障基本法案

2012. 7 自民党提案

- 目的: ①安全保障政策の総合的推進、②我が国の独立と平和を守り、国の安全を保ち、③国際社会の平和と安定を図る
  - ⇒ 集団的自衛権
  - ⇒ 秘密保全法制
  - ⇒ 海外派兵
  - ⇒ 武器輸出

31

## 憲法改正の先取り

- 内閣法制局は集団的自衛権を認めていない
- 議員立法として提案される
- 基本法の実現として個別法が提案される
- 秘密保全法制はこの流れの中で現実化して来る

32

## 国家安全保障会議

- 日本版NSC (National Security Council)
- 首相官邸を司令塔に、目の危機への対応や中・長期的な外交・安保課題に備える。
- 外務省、防衛省、警察庁
- 政治家(首相)がトップとして仕切り判断する...ということなのだが
- 秘密保全法制の関係者と一致!
- 官僚を支配し仕切れる首相はいない!

33

## 「ある北大生の受難」

- 1941. 12. 4 北大生、知人米国人夫婦が軍機保護法違反で逮捕された
  - 旅先で見聞きしたことをふつうに話しただけ
- 警察の暴走
- 警察に追従する検察
- 家族の孤立、弁護活動の限界
- 判決(地裁、高裁、大審院)は有罪
  - 懲役15年(北大生)、懲役12年(米人)
  - 「軍機」を「探知」「漏えい」したか?
  - ※おどろく(おそる)べき形式論理!

34

## 特高警察は死んだか?

- 特高警察の価値観「国体護持」
- 平和憲法で特高警察は消滅したか?
- GHQが日本の警察に求めたこと「民主主義社会の実現の補助」
- 戦後の警察の価値観「公共の安全と秩序の維持」
- 特高警察の警察官たちはどこへ行ったか?
- 人も価値観も生き続けている!

35

## 検察官・裁判官

- だれも戦争責任を問われていない
- 自らも第三者も総括していない?
- 北大生事件の記録廃棄
  - ⇒ 弁護人に判決書の廃棄を求めた敗戦後の裁判所
- 外務省秘密漏えい事件(1972年)の検察と裁判所
  - 「秘密」? 「そそのかし」?
  - ⇒ 裁判所は人権の砦たり得るか?

36

## 情報公開は後退しないか？

- 有識者会議意見書「後退しない」  
「もともと非公開文書が秘密になるだけ」
- 非公開処分と秘密漏えい処罰はまったく別
- 情報公開訴訟は原則勝訴が多い  
⇒ 役人の判断はよくまちがう  
⇒ 間違っ「特別秘密」→間違っ処罰
- 罰則を背景に強気の非公開
- 裁判所もこれに追従？

37

## 情報の壁か、情報公開か

- 1945年、敗戦後の日本とドイツ
- 戦後復興の基本方針はなんだったか？
- 対米従属の日本、EU中心国のドイツ
- 周辺国との関係：情報の壁か、情報の共有か？
- 情報公開と情報共有こそが、相互不信を解消し、協力し合う関係をつくる基盤
- どこまで秘密を少なくできるか

38

## 参考文献

- 田島・清水編『秘密保全法批判』（日本評論社）
- 海渡雄一・前田哲男『何のための秘密保全法か』（岩波ブックレット）
- 孫崎 享『日本の「情報と外交」』（PHP新書）
- 上田誠吉『ある北大生の受難』（花伝社）
- 荻野富士夫『特高警察』（岩波新書）

39